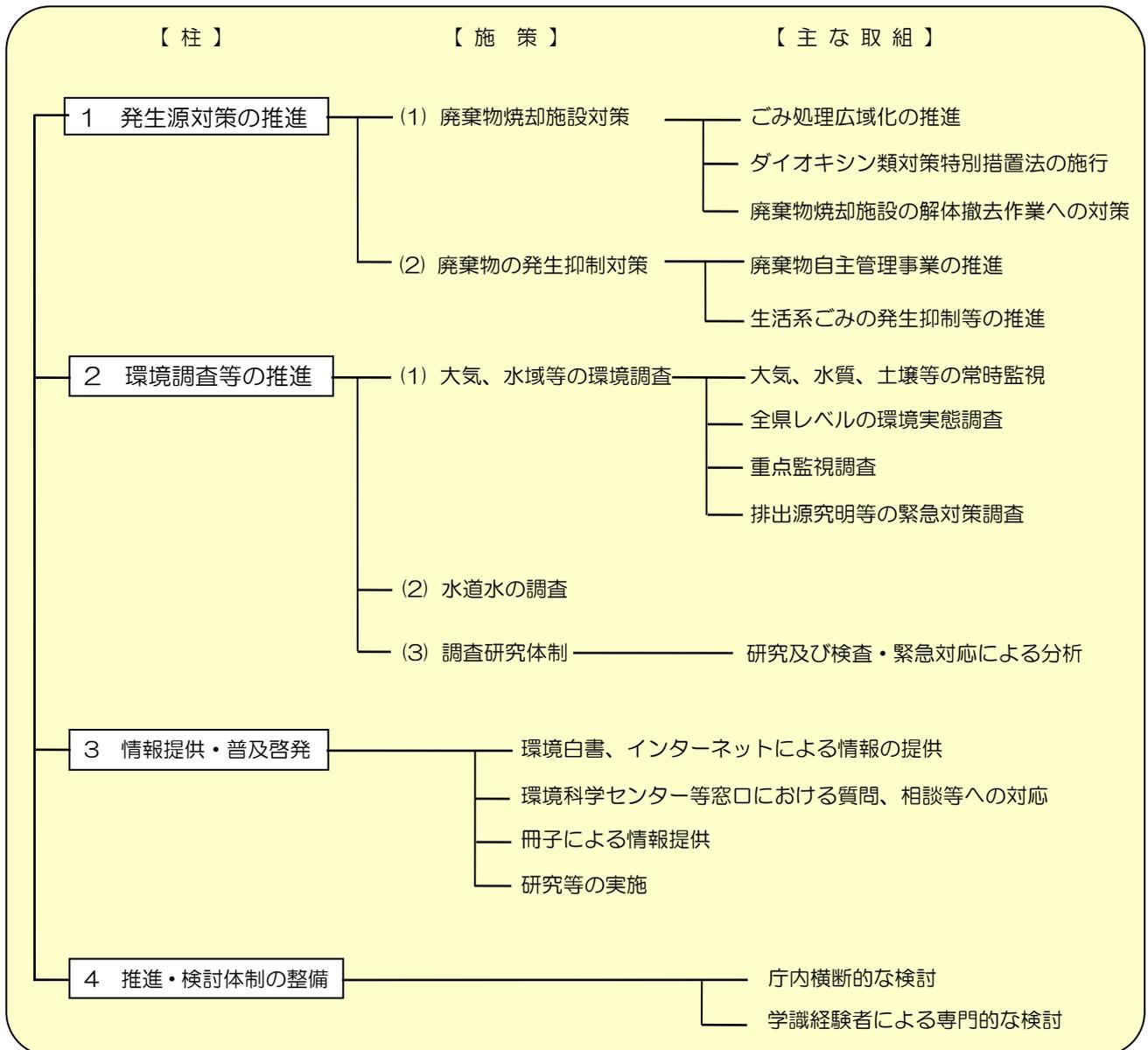


## 2 ダイオキシン類対策の取組

### (1) 本県の取組

県（ダイオキシン法政令市及び廃棄物処理法政令市\*を除く）では、ダイオキシン法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づいた規制を始めとして、次のような取組を行っています。

※ ダイオキシン法及び廃棄物処理法では、政令に基づき、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市はそれぞれの市内の対策を受け持つこととなっています。これら4市をダイオキシン法政令市又は廃棄物処理法政令市といい、県域の内、ダイオキシン法政令市又は廃棄物処理法政令市の市域以外の区域を「県所管域」といいます。なお、これら4市のダイオキシン類対策の取組を次ページに掲載しています。



県のダイオキシン類対策のあらまし

## (2) 政令市の取組

ダイオキシン法政令市である横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市における令和6年度の取組を紹介します。

	横浜市	川崎市
環境モニタリング	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般環境大気調査 定点測定：6地点（年2回測定）</li> <li>2 水質調査 海域6地点、地下水6地点 （河川・海域 隔年1回測定）</li> <li>3 底質調査 海域6地点 （河川・海域 隔年1回測定）</li> <li>4 土壌調査 5地点（年1回測定）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般環境大気調査 定点測定：3地点（年2回測定）</li> <li>2 水質調査 河川3地点、海域3地点、地下水5地点 （年1回測定）</li> <li>3 底質調査 海域3地点（年1回測定）</li> <li>4 土壌調査 3地点（年1回測定）</li> </ol>
監視指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ダイオキシン法、条例等に基づく指導 法令に基づく規制指導を実施するとともに、次のような立入調査を行っています。 （1）焼却炉…排出ガス（5施設）、焼却灰・集じん灰等調査（6施設、13検体） （2）事業場排水調査（6事業場）</li> <li>2 産業廃棄物最終処分場に対する指導 浸出液・放流水について3検体、周縁地下水について10検体の調査を実施しています。</li> <li>3 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、焼却施設の解体工事を施工しようとする事業者からの届出を義務づけ、解体工事によるダイオキシン類等の汚染防止について指導しています。（令和6年度届出件数3件）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ダイオキシン法、条例等に基づく指導 ダイオキシン法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等に基づき、次のような監視・指導を行っています。 （1）立入検査 ア ダイオキシン法及び市条例に基づく立入検査 イ 排出ガス（2検体）、排水（2検体）のダイオキシン類の検査 （2）自主測定の実施及び測定結果の報告の指導</li> <li>2 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づき、解体工事を実施する事業所に対し指導しています。（令和6年度届出件数1件）</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の焼却施設及び最終処分場における対応 （1）燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類の発生抑制に努めるとともに、排ガス処理設備で発生したダイオキシン類を除去しています。 （2）排出ガス、焼却灰、ばいじん及び排水等についてダイオキシン類を測定し、実態把握に努めています。</li> <li>2 公表及び啓発 （1）廃棄物焼却施設の解体工事に関するパンフレットの作成配布 （2）測定結果の公表 環境調査及び事業所での自主測定結果などを、インターネットのホームページ等により公表しています。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市のごみ処理センター及び廃棄物埋立地におけるダイオキシン類排出実態調査 3処理センターのごみ処理施設から排出されるダイオキシン類（排出ガス、排水、ばいじん等）及び廃棄物埋立地から排出されるダイオキシン類（放流水）の実態把握を継続して調査しています。</li> <li>2 公表及び啓発 （1）パンフレットの配布 （2）自主測定結果等の公表 環境調査結果、事業所での自主測定結果について、インターネットのホームページ等により公表しています。 （3）市内の排出インベントリーの公表 排出インベントリーを算出し、インターネットのホームページ等により公表しています。</li> </ol>

	相 模 原 市	横 須 賀 市
環境モニタリング	<p>1 大気調査 一般環境3地点（年2回測定）、焼却施設が立地する地域1地点（年2回測定）</p> <p>2 水質調査 河川5地点、湖沼1地点、地下水6地点（年1回測定）</p> <p>3 底質調査 河川5地点、湖沼1地点（年1回測定）</p> <p>4 土壌調査 6地点（年1回測定）</p>	<p>1 一般環境大気調査 2地点（年2回測定）</p> <p>2 水質調査 河川3地点、地下水3地点（河川・海域 隔年1回測定、地下水 年1回測定）</p> <p>3 底質調査 河川3地点（河川・海域 隔年1回測定）</p> <p>4 土壌調査 市内公園3地点（年1回測定）</p>
監視指導	<p>1 廃棄物処理施設に対する指導 市内にある民間の廃棄物処理施設（焼却炉）から発生する排出ガス及び処理後物に対してダイオキシン類の濃度を調査しています。 廃棄物焼却施設 排出ガス（6施設） 焼却灰、ばいじん等（6施設）</p> <p>2 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 廃棄物焼却施設の解体に当たっては、「相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導を行っています。</p>	<p>1 特定施設等に対する調査指導 関係法令に基づきダイオキシン類発生施設に対して削減対策等の指導をするとともに、次のような調査を実施しています。 (1) 立入調査 廃棄物焼却施設、下水道終末処理施設 (2) 自主測定、排出基準の遵守及び施設の適正な維持管理の指導</p> <p>2 廃棄物焼却施設の解体工事等への指導 廃棄物焼却施設の解体や改修において、「横須賀市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針」に基づき、解体工事を実施する事業所に対し指導しています。</p>
その他	<p>1 市の清掃工場（焼却炉）について (1) 燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類の排出抑制に努めています。 (2) 排出ガス、焼却灰及びばいじん等について、ダイオキシン類を測定し、実態把握に努めています。</p> <p>2 公表 ダイオキシン類に関する測定結果等について、インターネットのホームページ等で公表しています。</p>	<p>1 市のごみ焼却工場の対策 (1) ごみの燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類排出量の低減化を図っています。 (2) ダイオキシン類排出実態調査 排ガス、ばいじん、焼却灰及び排水中のダイオキシン類の実態把握を継続して行っています。</p> <p>2 公表 調査結果はインターネットのホームページ等で公表しています。</p>

### (3) 県及び政令市におけるこれまでのダイオキシン類汚染事案などへの対応

神奈川県内で発生したダイオキシン類による汚染事案などへの対応をまとめました。

なお、既に調査が終了している過去の対応事例はホームページに掲載しています。

「県及び政令市の過去に対応したダイオキシン類汚染事案」

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/dioxine\\_ziantaiou.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/dioxine_ziantaiou.html)

事例	地域	概要
目久尻川水系	藤沢市 海老名市 寒川町内	<ul style="list-style-type: none"><li>平成12年7月に実施したダイオキシン類調査において、目久尻川下流域の宮山大橋で水質が環境基準値を超過していることが確認された。</li><li>平成13年度に汚染源を究明するために詳細な調査を開始し、平成18年度に汚染の原因は過去に使用された水田農薬由来のダイオキシン類であると推定された。</li><li>令和4年度からは、調査目的を年間で最も濃度が高い夏季の汚染状況の把握に切り替えた。</li><li>令和6年度の調査では、目久尻川への流入水（夏季）の結果は3.3pg-TEQ/Lであった。</li><li>令和7年度も夏季の汚染状態の監視を継続している。</li></ul>

## (4) 廃棄物対策

### ア 廃棄物焼却施設の解体工事への対応

県では、周辺環境の保全の観点から「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を定め、周辺環境への汚染の未然防止等を図っています。

この要綱では、①工事に伴うばいじんの飛散防止などの周辺環境汚染防止対策、②工事により発生する廃棄物の適正保管及び適正処理、③焼却施設周辺土壌など周辺環境の状況調査、④近隣住民への情報提供、についての措置を定めており、焼却施設の設置者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書を作成し、所管する地域県政総合センターに提出することになっています。

なお、廃棄物処理法政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）も同様の規定を設けており、それぞれ取組を進めています。

### イ 循環型社会づくり計画の推進

県では、廃棄物対策の基本的方向を示す「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、県民・事業者・市町村とともに、循環型社会の実現に向けた取組を推進しています。

この計画では、「廃棄物ゼロ社会」を目指して、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進することで、脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

具体的には、県自ら事業者としての取組を率先して行うほか、広域自治体の責務として、市町村や事業者などの取組を支援することにより、3R+Renewableの取組を推進するとともに、廃棄物の適正処理や災害廃棄物対策に積極的に取り組んでいくこととしています。

また、この計画に基づき、主に次の取組を進めることでダイオキシン類の排出削減に資するものとして推進しています。

#### <神奈川県循環型社会づくり計画>

##### ① 資源循環の推進

- ・ 3Rに関する県民への普及啓発
- ・ 事業者が行う排出抑制や再生利用に向けた取組の促進
- ・ ごみ処理広域化の推進

##### ② 適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物処理業者等への指導
- ・ PCB廃棄物の期限内処理の指導
- ・ ごみ処理広域化の推進



## (5) 発生源対策

### ア ダイオキシン法に基づく自主測定

特定施設の設置者は、ダイオキシン法第 28 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、施設の排出ガス中に存在するダイオキシン類濃度の測定を年 1 回以上行い、その結果を知事（ダイオキシン法政令市においては市長（以下、同じ））に報告することが定められています。

県所管域に所在する施設から令和 6 年度分として報告された自主測定結果の概要は次のとおりです。

大気排出基準が適用される特定施設（大気基準適用施設）の報告及び設置状況

施設名	R7.3.31 設置施設数	報告施設数		休止等 施設数	未報告 施設数
			超過施設		
製鋼用電気炉	1	1	0	0	0
廃棄物焼却炉	99	72	0	26	1
合計	100	73	0	26	1

注：休止等施設には、建設中、故障中の施設を含みます。

ばいじん、焼却灰等に含まれるダイオキシン類測定の報告状況

施設名	R7.3.31 設置施設数	報告施設数		休止等 施設数	未報告 施設数	ばいじん及び 焼却灰等が発生 しない施設数
			超過施設			
廃棄物 焼却炉	99	69	5	26	1	3

注 1：休止等施設には、建設中、故障中の施設を含みます。

注 2：ばいじん等が発生しない施設とは、揮発性廃油の焼却炉など、測定を行うべきばいじん等が発生しない施設をいいます。

注 3：ダイオキシン類の処理基準を超えたものが 5 施設ありましたが、すべてセメント固化等の適正な処理が行われていることを確認しております。

水質排出基準に係る特定施設が設置される特定事業場（水質基準適用事業場）の報告及び設置状況

施設名	R7.3.31 設置 事業場数	排水がある事業場			排水が ない事業場
		報告事業場数		休止 事業場数	
		超過 事業場			
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	0	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	1
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	15	1	0	1	13
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	1
下水道終末処理施設	11	11	0	0	0
合計	29	12	0	1	16

注：異なる施設を複数設置している事業場にあつては、主たる施設の欄に計上しました。

これらの自主測定の結果は、各地域県政総合センター環境部の窓口で閲覧できるほか、県のホームページでも見ることができます。

また、ダイオキシン法政令市においても、自主測定結果をインターネット上で公表しています。

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/dioxine1/result.html>

## イ ダイオキシン法の特定事業場に対する適正管理についての指導状況

ダイオキシン法の特定事業場は県所管域内に92箇所（令和7年3月31日現在）あり、これらの特定事業場を対象に、ダイオキシン類の自主測定結果や施設の維持管理状況等の確認のため、定期的に立入検査を行い、適正な施設管理等の指導を実施しています。

### 令和6年度監視指導状況

	令和7年3月31日現在		立入検査件数 (特定施設延べ数)	文書指導 件数	測定分析 件数
	特定事業場数	特定施設数			
大気排出基準適用特定施設を設置する事業場	64	100	20	0	0
水質排出基準対象特定施設を設置する事業場	28	79	16	0	0
計	92	179	36	0	0

注：事業場には、大気排出基準適用特定施設及び水質排出基準対象特定施設のいずれも設置しているものがあるため、実際の事業場数とは一致しません。